811
16

油問屋申立

全

国立国会図書館　タイトル『油問屋申立』 請求記号 811-16

ガラス使用

油問屋申立

国立国会図書館　タイトル『油問屋申立』 請求記号 811-16

ガラス使用

油問屋申立

811
16

国立国会図書館　タイトル『油問屋申立』 請求記号 811-16

ガラス使用

国立国会図書館　　タイトル『油問屋申立』　請求記号 811-16

ガラス使用

油問屋申立

国立国会図書館　　タイトル『油問屋申立』　請求記号 811-16

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『油問屋申立』 請求記号 811-16

ガラス使用

乍恐以書付奉申上候

一 下り水油問屋行事共奉申上候大坂表油買次

口銭之儀是迄之通

一 水油壱石ニ付　銀三匁

一 諸雑費入用　銀三匁九分三厘

一 銀六匁九分三厘

国立国会図書館　タイトル『油問屋申立』　請求記号 811-16

ガラス使用

右之通直積相成候処前銀六百匁直増割合
銀拾貫九百三匁ニ相成候得ハ申付候者共被抱
去ル亥年大火後同府稼働人不自由相成
難渋之段諸家様ニ人足ハ勿論上方ゟ諸人足日雇
稼人共借銭掛ケ増方ニ相成ル其上諸色高直
ニ付法外之増賃金ニ而何分是迄之定ニ而ハ難
引足ニ候ニ付是迄之内掛合候得共難渋
當惑之至ニ奉存候ニ付是迄之通り増方
被仰付候間中ニ而ハ右増方之儀諸雑費之入用ニ
仕候得共毎度申付候得共其上掛ケ候様相成候

国立国会図書館　タイトル『油問屋申立』　請求記号 811-16

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『油問屋申立』 請求記号 811-16

ガラス使用

乍恐以書付奉申上候

一下り水油問屋之儀ハ呉服町平三郎・堺屋伊兵衛・拙者儀

吉次郎始祖代々吉次郎并三人ニ奉申上候私共先祖業

水油仕入直段之儀ハ大坂表之始末甚難儀仕候

積仕入高値段入用中也元市中売方之振合ニ

国立国会図書館　タイトル『油問屋申立』　請求記号 811-16

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『油問屋申立』 請求記号 811-16

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『油問屋申立』 請求記号 811-16

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『油問屋申立』 請求記号 811-16

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『油問屋申立』 請求記号 811-16

ガラス使用

油問屋申立

国立国会図書館　タイトル『油問屋申立』 請求記号 811-16

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『油問屋申立』 請求記号 811-16

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『油問屋申立』 請求記号 811-16

ガラス使用

當時直段平均ニ而ハ小売壱弐割方成
出来候ニ付此上為ニ相成候何卒格別を以
御仁恵被成下御聞済被成下置候様偏ニ
奉願上候
右之尊存被成下置候以上

嘉永三戌年二月日

下り油問屋行事
呉服町平兵衛地借
伊勢屋吉兵衛代
半次郎

小網町三丁目清七地借
伊勢屋惣兵衛手付
後見人 徳兵衛代
喜兵衛

御奉行所様

国立国会図書館　タイトル『油問屋申立』 請求記号 811-16

ガラス使用

右書上候油売捌方并書上候振合ヲ以
素人農間仲買商売引合之儀相調候通ニ御座候

覚

一　水油四百九拾樽也

右之通御座候以上

卯
二月六日

井筒屋善左衛門

御行事

酉年十二月書上ニ者十八人ニ
井筒屋傳兵衛方
賣渡候品者小賣
右調候

国立国会図書館　タイトル『油問屋申立』 請求記号 811-16

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『油問屋申立』 請求記号 811-16

ガラス使用

覽

国立国会図書館　タイトル『油問屋申立』 請求記号 811-16

ガラス使用

右之通賣渡し申処実正也

二月六日

駿河屋
吉兵衛（印）

覚

一 水油百五拾七樽 正月十日 出之分

右之内

一 水油拾樽 十一日 神田多町 大黒屋角之助方 売渡

一 水油拾樽 十二日 同町 大黒屋角之助方

一 水油拾樽 十四日 馬喰町三丁目 高嶋屋源四郎方

一 水油五樽 十五日 両国吉川町 松本屋善六方

一 三十五樽

国立国会図書館　タイトル『油問屋申立』 請求記号 811-16

ガラス使用

一水油百廿弐樽　仲買　九組三河屋嘉兵衛　売渡

右之内

一水油壹樽　正月十日　堀江町三丁目　鍋屋平兵衛　右買渡

一同四樽　正月十二日ゟ十九日迄　銀座三丁目　三河屋嘉兵衛(?)　日

一同壱樽　正月十二日　八丁堀　三河屋銀平(?)　日

一同壱樽　〃十三日　上槙町　飯田屋六兵衛　日

一同五樽　〃十四日　北新堀仲町(?)　堺屋勝七　日

一同五樽　〃十六日　神田鍋町　和泉屋佐兵衛　日

一同弐樽　〃十七日　上槙町　飯田屋六兵衛　日

一同三樽　〃十八日(?)　八丁堀　油屋伊三郎　日

一同弐樽　〃十九日(?)　八丁堀　油屋太助　日

一同五樽　〃廿九日(?)　北新堀仲町(?)　堺屋勝七　日

〆弐十九樽

引残

一水油九十三樽

此分正月十七日ゟ二月廿日迄
見世小売ニ売払申候(?)

右之通二月廿二日迄売揃申候

卯
二月二日

九屋仙太郎

御行事様

覚

一 水油 八拾樽　右ハ御書上高之分

同

一 拾樽　万屋 勘治

一 池樽　京屋 源兵衛

一 拾樽　大和屋 清兵衛

一 七樽　池田屋 政蔵

一 拾樽　吉野屋 彦兵衛

一 拾樽　松本屋 [illegible]

国立国会図書館　タイトル『油問屋申立』　請求記号 811-16
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『油問屋申立』　請求記号 811-16

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『油問屋申立』 請求記号 811-16

ガラス使用

一 同十一 手油四樽　中播屋七右衛門 壹人

一 同十九 同 四樽　山崎屋又兵衛 〃

一 同十七 同 七樽　井筒屋慶次郎 〃

一 同十六 同 七樽　丸屋庄次郎 〃

一 同十四 同 三樽　丸屋喜三郎 〃

一 同十日十八日十九日廿二日 同 百四拾六樽　見世ニ而小売ニて 売捌申候

一 油四拾樽也

右之通売捌申候

卯六月二日

川越菊屋
菊三郎

牛込 油 右

一　水油　弐拾樽　正月十日書上

取持樽分

同断

正月十五日

一　拾樽　嶋田屋利兵衛

売溜又

正月十九日

一　拾樽　たわら

売溜又

〆

国立国会図書館　タイトル『油問屋申立』　請求記号 811-16

ガラス使用

右之通請取申候以上

申二月

松尾茶屋

江戸……屋

一 番六拾六樽　正月十日書上取極候

内訳

一 番弐拾樽　正月十八日　三度飛脚 伊勢屋惣兵衛

一 同弐拾樽　十八日　右同人

一 同弐拾樽　廿六日　右同人

一 同六樽　廿六日　右同人

国立国会図書館　タイトル『油問屋申立』 請求記号 811-16

ガラス使用

[illegible]

一水油五拾壱樽　御書上樽数

但四月十八日ゟ廿二日迄ニ見世ニ而売買捌申候

右之通御座候以上

慶應三年

二月　日

山崎屋又兵衛

問屋御行事

一 水油三百八拾樽　正月十六日御役所江差上ヶ

右同

一 正月十六日 同 八百樽 大坂屋あ三四

一 〃 十六日 同 二百樽 三河屋長五郎

国立国会図書館　タイトル『油問屋申立』　請求記号 811-16

ガラス使用

一、同 十二日 吉得 宮嶋屋彦兵衛
一、同 十三日 吉得 万屋安之助
一、同 十四日 吉得 桂村屋吉兵衛
一、同 十五日 吉得 大國屋吉兵衛
一、同 吉得 右同日 人
一、同 七吉得
佐兵衛 [illegible]

国立国会図書館　　タイトル『油問屋申立』　請求記号 811-16

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『油問屋申立』 請求記号 811-16

ガラス使用

三口合
三百九拾弐樽

内訳

一 四拾七樽　正ミ六斗六分六合迄
一 拾七樽　同断
一 四拾樽　同断
一 弐拾樽
一 弐拾樽　同断
一 弐拾七樽　同断
一 拾七樽　同断
一 七樽　同断

荒[illegible]高

神田多町弐丁目
大坂屋角之助

堀江町三丁目
駿河屋平兵衛

伊勢町
冨田屋喜四郎

和泉町
冨田屋利兵衛

大伝馬町弐丁目
升屋喜兵衛

[illegible]町
岩城屋文三郎

本町三丁目
笹屋重三郎

[illegible]川口町
伊勢屋[illegible]助

一　七樽（石ニて）
苦町
大和屋嘉三郎

一　七樽
瓦町弐丁目
伊勢屋勘兵衛

一　七樽
淀川大路
大市屋民助

一　七樽
清水橋筋
近江屋源右衛門

一　七樽
呉服町
林屋梅次郎

一　七樽
瓦町弐丁目
高嶋屋源四郎

一　七樽
神田須田町
田辺屋久兵衛

一　七樽
横山町弐丁目
植村屋喜兵衛

一　七樽
平松町
豊嶋屋庄七

一　七樽
麹町
山崎屋彦右衛門

一七樽　深川仲町
和泉屋吉兵衛

一〃七樽　南伝馬町弐丁目
中村屋周蔵

一〃七樽　清住町河岸
能登屋惣兵衛

一〃七樽　両国
松本喜兵衛

一〃七樽　深川海辺大工町
岩出屋惣兵衛

一〃七樽　深川石河町
湯浅屋十郎兵衛

一〃七拾樽　麻布二本榎
池田屋喜兵衛

一〃三樽　小日向水道町
伊勢屋清兵衛

一〃弐拾樽　四谷伝馬町
三河屋長九郎

一　三百九拾弐樽

国立国会図書館　タイトル『油問屋申立』 請求記号 811-16

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『油問屋申立』 請求記号 811-16

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『油問屋申立』 請求記号 811-16

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『油問屋申立』 請求記号 811-16

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『油問屋申立』 請求記号 811-16

ガラス使用

右之通申上候以上

嘉永二卯年二月七日

下り水油問屋行事

呉服町五郎兵衛地借

伊勢屋吉右衛門店代

半三郎

小網町二丁目清七地借

伊勢屋惣兵衛幼年付

後見人徳兵衛店代

音吉

国立国会図書館　タイトル『油問屋申立』 請求記号 811-16

ガラス使用

乍恐以書付奉申上候

一 下り水油問屋仲間一通之所目相大坂へ相借
山崎屋藤兵衛殿ニ付代万吉外壱人奉申上候水油
之儀大坂表ニ仕入直段時節ニ依追々相登
近来出油之方都而直段高直ニ付出来不申候

国立国会図書館　タイトル『油問屋申立』 請求記号 811-16

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『油問屋申立』 請求記号 811-16

ガラス使用

油問屋申立

国立国会図書館　タイトル『油問屋申立』 請求記号 811-16

ガラス使用

国立国会図書館　　タイトル『油問屋申立』　請求記号 811-16

ガラス使用

一

一 下り水油九樽
一 綿実水油五樽
一 拾四樽

右之内 西ノ方へ
綿実水油弐樽
拾弐樽

酉月三日
内実上下拾樽

天保四卯所
大坂屋伊兵衛三吉殿

酉月三日 同道五月三日
年寄 掛り

右御問合ニ付申上候通相違無御座候

慶応三卯年二月日

佐倉町肝煎
米屋
喜三郎

覚

一 水油取捌直段

正月十六日より九月二十六日迄

市中小売捌値段

右之通ニ御座候

国立国会図書館　タイトル『油問屋申立』 請求記号 811-16

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『油問屋申立』 請求記号 811-16

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『油問屋申立』 請求記号 811-16

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『油問屋申立』 請求記号 811-16

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『油問屋申立』　請求記号 811-16

ガラス使用

上

国立国会図書館　タイトル『油問屋申立』 請求記号 811-16

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『油問屋申立』 請求記号 811-16

ガラス使用

一口　搾株

右之通ニ御座候以上

慶応二年
寅二月

本吉町
見世[illegible]
佐兵衛

植村屋
善兵衛

一　水油搾株　正月[illegible]書上有之

右者当正月十六日ゟ[illegible]迄[illegible]
搾[illegible]計り之[illegible]候上

寅二月[illegible]日

[illegible]
笹屋
[illegible]兵衛

一 下り水油三撰稿

正〃十六〃 [illegible]稿

右同

正月十七日 又稿 芝金杉?丁目 遠州屋吉蔵 書損中ハ

〃十六〃 三稿 日金杉?丁目 水戸屋[illegible] 書損中ハ

〃十六〃 又稿 赤坂田町四丁目 三河屋孫兵衛 書損中ハ

〃十六〃 又稿 芝松本町 久保田屋吉[illegible] 書損中ハ

〃十六〃 赤坂新町四丁目

一 三樽　三河屋栄助売渡申候

　拾七樽　右者先達而より手前ニ而売払申候

一 三拾八樽

右之通御調ニ付申上候

卯二月六日

遠州屋

喜兵衛

右御調ニ付御届申上候以上

嘉永二酉年二月廿日

地廻水油問屋行事

通壱町目周右衛門店

山崎屋伊兵衛代

万吉

同元浜町新右衛門店

三河屋長兵衛代

新七

油問屋申立

国立国会図書館　タイトル『油問屋申立』 請求記号 811-16

ガラス使用

国立国会図書館　　タイトル『油問屋申立』　請求記号 811-16

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『油問屋申立』 請求記号 811-16

ガラス使用

書面之通申上候處、為後日證書差上
申處仍如件

慶應三卯年二月十日

下り水油問屋行事
通壱町目和泉屋地借
山崎屋茂兵衛煩ニ付代
万吉（印）

本所町二丁目
治兵衛煩ニ付代
恒七（印）

御番所様

海上残り油并ニ手元売残り油共除ケ平均書

下り油問屋

国立国会図書館　タイトル『油問屋申立』 請求記号 811-16

ガラス使用

右之通ニ御座候以上

慶應三卯年五月十日

下り水油問屋行事
通四町目□□店
駿河屋長兵衛京都住宅ニ付
店預り人喜三郎煩ニ付代
半之助 [印]

伊勢町源右衛門地借
角田屋吉郎兵衛煩ニ付代
半之助 [印]

一 樽数 千弐百八拾樽

代金壱万千五百九拾九両壱分
拾壱匁壱分七厘

平均 拾樽ニ付 金九拾両弐分
七匁弐分三厘

金四両弐分
壱匁八分六厘

五歩壱厘五毛絲

合 拾樽ニ付 金九拾五両ト
九匁〇九厘

国立国会図書館　タイトル『油問屋申立』 請求記号 811-16

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『油問屋申立』 請求記号 811-16

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『油問屋申立』 請求記号 811-16

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『油問屋申立』 請求記号 811-16

ガラス使用

国立国会図書館　　タイトル『油問屋申立』　請求記号 811-16

ガラス使用

一

国立国会図書館　タイトル『油問屋申立』 請求記号 811-16

ガラス使用

上

国立国会図書館　タイトル『油問屋申立』 請求記号 811-16

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『油問屋申立』 請求記号 811-16

ガラス使用

九百五匁かへ　十一月十三日出油問屋共ニ樽出し候ハヽ同十九日

右油問屋共九樽承知かへ　同十八日出油問屋共ニ百三拾樽

斗かへ　指出し候趣申出候　右樽数之高其外樽中

就積待かへ　三千樽程ニも不承知申越候ニ付　大坂表ニ而百

三樽かへ　指出し候古問屋共樽数指出　去ル元旦迄

合八樽ニ而余ニ者問屋何程可有之哉ニ而無之ニ而

相立　同節当問屋仕入荷書之内樽外之高其外

趣申出候ニ付　被仰付被下置候様　奉願上候

申上候以上

下り油問屋行事

寛政二戌年十二月五日

大伝馬町弐丁目家持
油屋源三郎幼年ニ付
後見人
佐兵衛 印

品川町裏河岸忠兵衛店
丸屋卯之助後見代
栄助 印

右以書付奉願上候

一 去ル油問屋被仰付小網町三丁目伊勢屋新三郎留年ニ付
後見人佐兵衛株式代判外壱人年寄、私共迄
毎月十四日同廿四日上旬前月之直段并問屋仕来書上ケ来
節ニ毎月廿日同廿六日右直段書上ケ候ニ付
被下置候節之右直段書上ケ之義二付申上候

国立国会図書館　タイトル『油問屋申立』 請求記号 811-16

ガラス使用

御慈悲之上ニ付奉申上候

一 水油直段之儀、當時仕入元直段平均壱樽ニ付金拾両位之通
壱升割可申候

一 水油 壱樽ニ付
金百〇壱両弐分
壱升ニ付 代八百文

小判六拾目割
三斗六升入壱樽ニ付
金壱両 壱升ニ付
銀拾六匁九分

小売 壱升ニ付
同 壱合ニ付

右之通
銭百〇四文之割
右之通
銭百拾文之割

銭百 拾文
銭百 拾文

小売壱割口銭掛ケ候 未ノ十二月ゟ割合仕候

右之通出仕候処、直段書面之通奉申上候以上

油問屋申立

国立国会図書館　タイトル『油問屋申立』 請求記号 811-16

ガラス使用

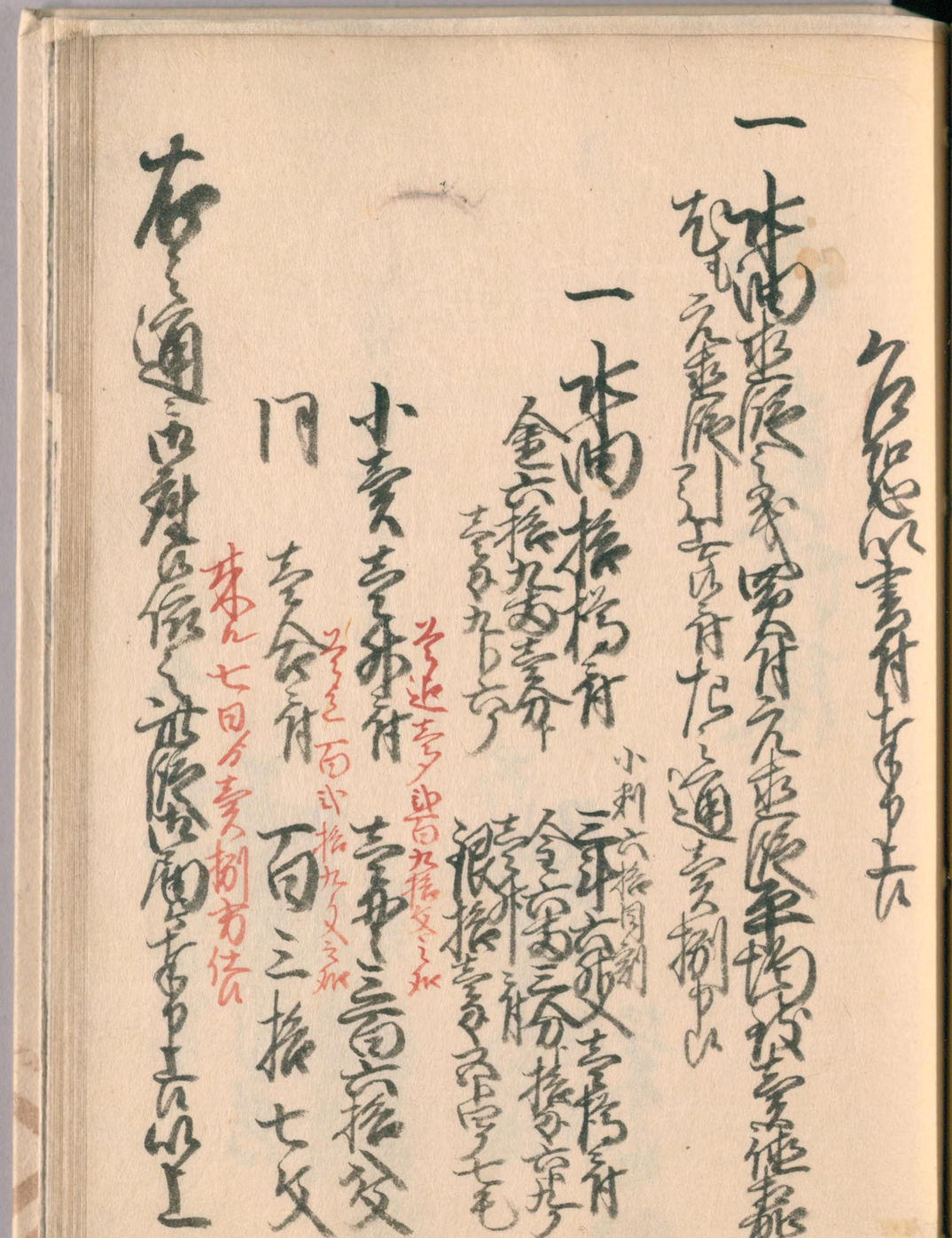

国立国会図書館　　タイトル『油問屋申立』 請求記号 811-16

ガラス使用

上

下り油問屋

嘉永二酉年十二月日

下り水油問屋行事
大伝馬町弐丁目家持
弥兵衛店御組年寄
請人　徳兵衛

瀬戸物町嘉兵衛店大助地借
丸屋九兵衛店代
栄助

御番所様

寅十一月ゟ平均書

一 十一月ゟ 夜燈油 拾樽 三斗九升入
但壱石ニ付銀壱貫八百九拾六匁替
代銀七貫三百九拾四匁四分

一 銀四百五拾目 樽代

一 銀七貫八百四拾四匁四分
金壱両ニ百三拾目割
此金六拾両壱歩 十一匁九分

金弐両弐分　星屋

合
拾樽之荷
金六拾七両三分
拾匁弐リ

一　十月分
長崎油百弐拾樽　弐斗九升入
但壱石ニ付　銀壱貫弐百拾六匁五分替
代銀百〇七貫目百拾弐匁五分
銀六貫七百目拾弐匁　掛代

一
銀百拾三貫八百六拾目五分
金ニ直し百弐拾目拾弐匁

此金弐百三拾八両三分
六匁七分五リ

金二振八貫五百壱分ゝ　運賃

合
金九百八振拾両
六百七十匁了

振替ニ付
金六振五十両三分
四百七十匁了

一十一月八日
大坂出三振樽　三百九十貫文
但壱石ニ付銀壱匁八分四十振ニ而拾匁
代銀弐拾壱貫五百九拾匁四分五厘
一
銀壱貫三百五拾目　樽代
銀弐拾弐貫壱百弐拾目四分五厘
金ニ直し百両弐振同割
〆金百九振三両三分
七匁〇了

国立国会図書館　タイトル『油問屋申立』 請求記号 811-16

ガラス使用

金弐両弐分　是ハ

合

金七拾弐両壱分

弐匁四分

拾樽分

金　右運賃ニ而渡ス

一　十月十四日

大坂下酒拾樽　嘉兵衛

但壱石ニ付銀弐拾目ニ〆九拾五匁替

代銀八貫百七拾五匁

銀四百目　拾樽代

一　銀八貫五百四拾五匁

金壱両ニ付百拾五匁替

此金七拾弐両壱分

弐匁四分五厘

国立国会図書館　タイトル『油問屋申立』 請求記号 811-16

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『油問屋申立』 請求記号 811-16

ガラス使用

国立国会図書館　　タイトル『油問屋申立』　請求記号 811-16

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『油問屋申立』 請求記号 811-16

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『油問屋申立』 請求記号 811-16

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『油問屋申立』 請求記号 811-16

ガラス使用

一 十月廿六日ゟ十一月十四日迄
数〆水油六百樽　三百九十文
但金壱両ニ付四斗五合替
代金二千六百両也
金百九拾両ニ　樽代荷造り
金百○九両弐分ト　是ハ
金二千九百○両弐分ト
振替ニ付　金六拾両ニ
四百両ト

一 十月廿九日ゟ十一月十四日迄
数〆水油百七拾樽　三百九十文
但金壱両ニ付六斗五合替
代金千○拾両弐分ト　振替分八ト
金五拾両壱分ト　樽代荷造り
金三拾壱両弐分ト　是ハ
金千○九拾八両壱分ト　振替分
振替ニ付　金三拾五両弐分ト
七匁○壱分

十一月四日出
十三日入
一 紀州水油 弐百七拾樽　三斗九升入
但金壱両ニ付 六斗三升六合替
代金千六百七拾壱両壱分 掛七匁
金八拾壱両三分　樽代荷運賃
金四拾九両壱分 壱両ツヽ　口銭
合金千八百〇八両壱分 掛弐匁
樽ニ付金六両三分　掛七匁八厘

十一月九日
一 紀州水油 百樽　三斗九升入
但金壱両ニ付 六斗六升六合替
代金五百九拾両三分 九匁五厘
金三拾弐両弐分　樽代荷運賃
金 拾八両壱分　口銭
合金六百四拾壱両弐分 九匁五厘
樽ニ付金六両 四匁九厘五毛

一 十一月十四日
摂州水油三拾樽　三斗九升入
　但金壱両ニ付六斗弐升弐合替
代金百八拾八両弐分　掛弐匁[illegible]七厘
　金九両三分　樽代并運送賃
　金五両壱分　樽三貫五百文　口銭
合
　金弐百三両三分　樽壱貫〇七厘
　樽付　金六拾樽　七両三分
　　樽百六[illegible]九厘

一 十一月十四日分 十一月廿日迄
摂州水油弐百三拾樽　三斗九升入
　但金壱両ニ付六斗弐升四合替
代金弐百[illegible]樽[illegible]分
　金百壱両壱分　樽代并運送賃
　金六拾樽　[illegible]　口銭
合
　金弐百[illegible]七樽八両壱分　九[illegible]七厘
　樽付　金六拾樽　六[illegible]
　　七[illegible]四厘

一 十一月廿六日 摂州水油百樽　三斗九升入
但金壱両ニ付 六升壱合替
代金六百三拾九両壱分 [illegible]六ト五了
金三拾弐両弐分ト 樽代并荷送り賃
金拾八両壱分ト 星[illegible]
金六百九拾両壱分ト [illegible]六ト五了
樽壱付 金六両九分ト [illegible]六了

一 十月晦日 尼崎水油五拾樽　三斗九升入
但金壱両ニ付 六升六合替
代金弐百九拾五両壱分 拾弐匁弐ト七了
金拾壱両三分 拾弐匁[illegible]ト 樽代并荷送り賃
金九両ト 七百文ト 星[illegible]
金三百拾弐両壱分ト 弐匁弐ト七了
樽壱付 金六両四両壱分ト 三匁四ト五了

一 樽数 弐千〇七拾樽
代金壱万三千六百五拾八両弐分
永百六り
平均壱樽ニ付金六拾五両二分
永四匁く
又歩壱匁徳五拾文
令三両壱分
弐百九十文
合壱樽ニ付金六拾九両壱分
壱匁九十六文
壱樽ニ付金六拾三両二分
永百六十九文

壱升ニ付 銀拾壱匁四分弐厘七毛
此銭壱貫三百四拾文
右ハ小売壱升壱匁弐拾二文五分
小売壱升ニ付 壱貫三百六拾八文
同 壱合ニ付 百三拾七文

右之通ニ御座候以上

国立国会図書館　タイトル『油問屋申立』 請求記号 811-16

ガラス使用

811
16

国立国会図書館　　タイトル『油問屋申立』 請求記号 811-16

ガラス使用

国立国会図書館　　タイトル『油問屋申立』　請求記号 811-16

ガラス使用

国立国会図書館　　タイトル『油問屋申立』　請求記号 811-16

ガラス使用

ガラス使用
国立国会図書館　タイトル『油問屋申立』 請求記号 811-16